

商業規則及び商業登記に関する法律（1999年）¹

第1章 総則

第1条

商人（取引業者）とは、日常的に取引を行う自然人又は法人をいう。

取引とは、通常、売買又は利益目的のために行われる商品又は役務の売買活動をいう。

第2条

本法律は、下記に掲げる行為を取引活動とみなす。

- －販売目的での不動産を含む商品の購入。
- －全ての賃貸業、製造業、代理店業（仲買業）、運送業、出版業及びその他の役務。
- －銀行の外国為替業務。
- －仲介サービス、代理サービス、開発調整事務所、分化的サービスの提供及び観光客向け業務（観光名所）。
- －建設業、陸運、海運、空輸用船舶・車両の購入又は賃貸業。
- －全ての種類の保険。
- －漁業、林業、及び鉱業。

第3条

本法律は、下記に掲げる行為を取引活動とはみなさないものとする。

- －売却目的でない生産。
- －家族用途の生産又は役務。
- －特殊な芸術品の創出。
- －個人又は組合法人から私的に受ける個人教授。

第4条

家族用途の活動を営む何らかの生産者、工芸職人又は農夫は、商人とはみなさないものとする。

第5条

自身の配偶者が商人であって、その製品（商品）の販売を手助けする人物は、商人とはみなさないものとする。

従業員であって、単に、事業所有者かつ商人である人物の製品（商品）販売を手助けする者は、商人とはみなさないものとする。

¹ 本法は、1995年6月26日成立、1999年11月18日改正。本翻訳では、改正内容を反映済み。

第6条

商人の配偶者であって、当該商人とは別に登記した取引を営んでいる者は、商人とみなす。

当該商人は、当該配偶者の同意を必要とする。

第7条

本法律に基づき、未成年者は商人にはなれない。ただし、当該未成年者が自身の後見監督人の監督を免れている場合は、この限りでない。

第8条

商人の権利と義務は、商法に定めるものとするが、何らかの反証がある場合はこの限りでない。

第9条

取引を営む法的資格は、下記に掲げる理由により廃止・取消しとなる。

- －倒産
- －司法決定による取引制限
- －商業的雇用と公共的雇用の相反

第2章 商業登記

第1節 登記簿及び登記物の維持管理

第10条（新）

いわゆる「商業登記」として知られる、商人及び商事会社の身元証明番号を記録する登記簿の管理・監督については、商業省の管轄下に置くものとする。

第11条（新）

商業省は、商事訴訟管轄権を有する商事裁判所が提訴を受理した場合、当該裁判所に対し、商事訴訟文書として商業登記簿の写し一部、及び原登記に関する全ての文書を送付するものとする。

第12条

本社、支店、又は代理店をカンボジア王国に有する商人及び商事会社は、登記簿に名称・氏名を登記しなければならない。ただし、利益を課税免除されている商人は、この限りではない。

第13条

商人及び商事会社に関する特記事項は、全て登記簿に記録しなければならない。

第2節 カンボジア王国内に本社を有する商人

第14条 (新)

商人は、自身の事業開始日前の少なくとも15日以内に、事業を営む場所の管轄権を有する機関に自身の会社を登記するものとする。

登記所は、州又は市の商業取引事務所、又は商業省の定めるその他の場所に設置するものとする。

商人は、署名又は拇印を押した申告書を2通作成の上、登記所に申請するものとする。

申告書は、商業大臣の定めた書式に記入し、下記に掲げる情報を含むものとする。

- 1 商人の氏名及び身分証明書番号。
- 2 取引慣行で使用する名前又は別名。
- 3 出生日、出生地及び住所。
- 4 国籍。別の国籍を取得している場合は、当該国籍取得の手続き・日時を記載するものとする。
- 5 事業目的。
- 6 事業を営む場所、及びカンボジア王国に所在する本社又は支店の住所。
- 7 会社の商標、申請人の署名及び社印の見本。
- 8 当該登記に責任を負う合法的代理人の身分証明書。
- 9 申請人が既に事業を営んでいる商社、又は、州・市の商業省商業取引機関の管轄下にある全ての操業している商社。
- 10 登記所に対して行った署名入り副本付きの商業活動申告が、強要されたものでないことを明記した申請人の自由意志による陳述。
- 11 承認を必要とする事業又は商業活動への事業許可証（必要な場合）。この場合、登記官は、当該陳述内容を商業登記に転記し、最下段に「登記簿に転記済み」との証明を記載の上、陳述書2部のうちの1部を申請人に送付するものとする。

第15条

商業登記簿には、下記に掲げる事項を記録するものとする。

- 1 前条に規定の事項に関する全ての変更又は訂正。
- 2 商人の離婚に関する裁判所の判断又は命令。
- 3 商人が使用する特許又は商標。
- 4 商人の擁護に当たる弁護士（又は助言者）を指名する裁判所の判断・命令。又は、商人が取引を営むことを制限する裁判所の判断・命令。あるいは、当該制限又は取引を無効化する裁判所の判断・命令。
- 5 事業の主要資産の譲渡抵当証書又は抵当証書。
- 6 会社の倒産又は清算を宣告する裁判所の判断。
- 7 事業資金の運用権（コンセッション）。

第16条 (新)

第15条に定める内容を記載する責任は、商人が個人的に負うものとする。ただし、第15条第2項、第4項及び第6項に規定される事項については、商業省の登記官は、商人が登記された商業登記の規則として、当該内容を複写することができる。

第3節 カンボジア王国に事務所を有する会社

第17条（新）

カンボジア王国内で商業活動を営む全ての会社は、その構成手続き・条件の如何を問わず、登記するものとする。

登記は、会社設立の月内及び事業開始日前の15日以内に、会社の設立者又は役員が行うものとする。

登記申請人は、署名した申告書2通を作成し、定款と共に登記所に提出するものとする。登記官が交付する申告書の書式には、下記に掲げる情報を記載するものとする。

- 1 姓名、株主の別名、出生日・出生地、家族状況、及び国籍。
- 2 会社ロゴ。
- 3 事業目標。
- 4 会社が、本社、支店、又は代理店を有するカンボジア王国内の場所。
- 5 会社を支配し、統制し、管理し、署名する権限を付与された構成員又は第三者の氏名、出生日、及び出生地。
- 6 会社資本、資本源、資本額、又は合本会社（ジョイント・ストック・カンパニー）の場合、株主が提供した有価物。
- 7 会社の創設日及び終了日。
- 8 会社の形態。
- 9 本条第5項に定める第三者の署名見本、及び社印。
- 10 銀行が発行した預託資本金証明書。
- 11 商事犯罪、民事犯罪又は刑事犯罪を目的として強要されたものでないことを明記した申請人の自由意志による陳述。

第18条

下記に掲げる事項も、商業登記に明記するものとする。

- 1 前条に定められ、商業登記に記載された事実についての何らかの変更又は訂正。
- 2 会社存続期間中、任命された支配人、管理者又は役員の姓名、出生日及び出生地。
- 3 会社が使用する発明特許及び採用する商標。
- 4 会社の解散、清算及び署名を宣告した裁判所の判断・命令。
- 5 会社の倒産・裁判所命令による清算を宣告した裁判所の判断・命令。

第4節 カンボジア王国内に支店又は代理店のみ有する外国企業

第19条

カンボジア王国内に、支店又は代理店のみ有する全ての外国事業会社は、商業登記簿への記載対象となる。

この記載に必要な手続きは、第17条、第18条に定める手続きと同一である。

第20条

上述の支店又は代理店について何らかの訂正又は変更が生じた場合は、第18条の規定に基づいて商業登記簿に記載するものとする。

第5節 通則

第21条（新）

申請人又はその受託者は、申告書を3通作成の上、申請するものとする。この場合、受託者は、委任状を所持した上で、商業省の登記所に申請するものとする。

第22条（新）

申請人が申告書を提出した場合、登記官は、申請人の身元を入念に審査するものとする。受託人が申告書を提出した場合は、登記官は、委託人の署名証明書を、又は委託者が署名できない場合は拇印証明書及び申請人の身分証明書の提示を要求するものとする。

第23条

法律の求める特記事項については、申告書に、略語を使わず、書き直しや重ね書きをせず、明瞭に記すものとする。

表示については、その語数及び線引きで抹消した語数も算入した上で、認証するものとする。

第24条

使用発明特許や登録商標は、その登録日時及び管轄機関が付する番号によって指定されるものとする。

第25条（新）

登記官は、全ての特定書式を自ら監督・審査するものとする。登記官は、また申告書の頭書に、下記に掲げる情報を記録するものとする。

- 1 申請日時及び商業省の住所。
- 2 申告書の通し番号。ただし、当該連続番号は、毎年1月1日をもって更新するものとする。
- 3 「分析登記簿」に記載の商人の活動に基づいて交付される身元番号。

申告時に十分な登記のための情報を提供できなかった人物は、15日間の追加期間を与えられるものとする。

第26条（新）

申告書及び全ての申請文書を認証した後、登記官は、登記確認番号を付したいいわゆる「抄本」と呼称する登記証明書を交付するものとする。

当該証明書は交付日から起算して1か月の間、一時的に有効であるものとする。

当該期間中に申告書が正しくないことが判明した場合は、商業省の登記官は、当該登記に異議を唱え、登記簿に記録された身元証明番号を取消することができる。

事実を全て知った上で虚偽の証明書を交付した登記官は、法律によって罰せられるものとする。

第27条

登記後の申告は、最初の申告書の番号、及び登録期間中に割り当てられた分析登記簿指数の番号を抜粋するものとする。

第28条（新）

商人がその事業を廃業するか、又は自身の株式を譲渡せずに死亡した場合、あるいはいずれかの会社が解散した場合、当該商人又は会社の氏名・社名は、登記簿から抹消するものとする。

商人、受託者、又は清算人が登記簿からの抹消を申請しなかった場合、商業大臣規則に基づいて自動的に抹消されるものとする。

商業登記からの抹消に関する文書の写しは、全て商事訴訟管轄権を有する商事裁判所に送付するものとする。

第29条（新）

何人も、商業登記上の全ての表示を確認する証明書の交付を登記官に要請することができる。登記簿に登録されていない場合、商業登記官は未登記証明書を交付するものとする。

登記官は、申請日から1週間以内に、怠慢によって証明書を交付しなかったか又は交付を拒否した場合、懲戒処分を受け、また生じた損害を回復するものとする。

登記官が交付する証明書の抄本には、当該会社が会社更生を受ける場合は、破産手続開始決定や強制清算について記載してはならない。また当該抄本には、取引停止が解除された場合は、取引停止判決・命令、又は支援する弁護士を任命する裁判所命令について記載してはならない。

第6節 登記の様式と構成

第30条（新）

商業省の登記所に保存される商業登記には2種類ある。

- 1 年代順登記簿。
- 2 分析登記簿。

第31条（新）

申告書は、登記事務所に申請された順番及び申請番号に従って、年代順登記簿の控えに記録するものとする。

切り離し控紙の申請申告書の受領書（抄本）は、下記事項を含め、申請の証拠として提出するものとする。

- 1 申告書の通し番号。
- 2 申請日時及び商業省の住所。
- 3 申告者の姓名、住所、及び会社ロゴ。

分析登記簿は、記録番号、申請日時、身元証明番号、社名、会社の目的及び資本金を記載した表形式とする。

登記官は、個別登記対象の各商社については用紙両面に記録するものとし、当該用紙に最初の登記申告書番号を記載するものとする。

第32条（新）

登記官は、既存表示の抹消が必要となる特別表示の記録を請求された場合、赤インクで既存表示に線を引いて抹消するか、又はコンピュータ処理によって削除して、ページの余白に参照事項及び番号を記載し、その下に、当該申告と、既に登記されている表示の記録申請が来るようにする。

第33条（新）

名称・氏名を登記簿から削除する場合は、赤線を2本引くか又はコンピュータ処理で行うものとする。

商業大臣の決定による登記簿からの名称・氏名の削除、又は削除申請については、ページの余白に赤インクにて記録するものとする。

登記官は、自身の氏名のイニシアルを記して、当該表示を認証するものとする。

第34条（新）

申告書の表示が分析登記簿に記録されている場合は、登記官は、当該申告書の写し1部に適切に署名した上で、申請人に送付するものとする。

当該写しは、登記証明書として使用される。

商業省の登記所に保管される全ての申告書は、少なくとも年に一度編纂し、索引を付けるものとする。

第35条（新）

年代順登記簿及び分析登記簿は、月末毎に計算し、イニシアルを記し、商業大臣が認証するものとする。

当該認証には、商業省の浮出しスタンプを押し、商業大臣が署名するものとする。

商業大臣が認証する何らかの申告書が、本法律の（新）第40条及び第41条の規定に該当することが判明した場合は、商業大臣は、当該事案を管轄裁判所に所属する検察官に問い合わせるものとする。

第36条（新）

登記，名義削除，又は証明書の交付は，登記官の責任とする。

証明書は，登記簿控えから切り離し，登記番号を付して申請人に交付するものとする。

登記税，登録抹消税，又は証明書交付手数料は，経済財務省令の定めるところによる。登記官が徴収し，国庫金に収納する。

第37条（新）

登記官が発行する登記抄本，削除証明書，及び未登記証明書については，裁判所又は行政官から請求があったときは，名宛人の表示が当該請求に記されている場合に限り，無料で提供するものとする。

第38条（新）

各登記及び商業登記からの名義削除については，登記官により官報で公表されるものとする。

当該公表は，下記に掲げる内容を含むものとする。

A. 商人

- 1 登記番号
- 2 姓名，別名，配偶者名
- 3 活動，位置，操業開始日
- 4 商標・ロゴ

B. 会社

- 1 登記番号
- 2 社名
- 3 資本金
- 4 事務所の住所
- 5 活動及び操業開始日
- 6 会社の形態

第7節 罰則

第39条

所定の期間中に強制登記を申請しなかった商人又は商事会社の支配人は，非合法的に商業活動に携わった罪で起訴されるものとする。

第40条（新）

下記に掲げる人物は，50,000リエル～500,000リエルの罰金を科すものとする。

- 1 所定の期間中に登記を怠った商人又は商事会社の役員。

- 2 所定の期間中に登記を行ったものの、その登記所及び登記番号を、インボイス、書類、注文書、価格表及びその他の文書に印字しなかった商人又は商事会社の役員。

第41条

会社が倒産した場合、所定期間中に商業登記簿への強制登記を怠ると、商人又は商業会社の支配人は、通常倒産の罰則を課せられるものとする。

第42条（新）

商人又は商事会社の役員であって、登記番号を取得するため、又は商業登記簿に会社を登記するため、悪意をもって虚偽の情報を捏造した者は、1年から5年間の禁錮刑及び1,000,000リエルから10,000,000リエルの罰金刑を科すものとする。

第43条

商人又は商事会社の役員であって、自身の事業関係において故意に偽造文書を使用した者は、1年から5年間の禁錮刑及び1,000,000リエルから10,000,000リエルの罰金刑を科すものとする。

第44条（新）

累犯の場合、第40条、(新)第42条前段及び(新)第43条に定める罰則は、最高限度を適用するものとする。

商人又は商事会社の役員であって、(新)第42条に定める違反を重ねて犯した者は、3か月から1年間の禁錮刑を科すものとする。

第45条

自身の地位の権限を悪用して金品を要求・受領した者には、現行法に定める刑罰を科すものとする。

第46条

現行法に定める罰金は、国庫に納付される。

第3章 簿記要件

第47条

全ての商人又は商事会社の支配人は、カンボジア王国会計規則、「一般会計計画」、またそれらの適用に関する各種指導に従い、会計記録を継続して維持する義務を負う。

商人又は商事会社の支配人であって、上記会計規則の遵守を怠った者は、現行法律に基づいて制裁を受け、起訴されるものとする。

第48条

商業登記簿に登録された全ての商事会社は、カンボジア王国内の銀行に、少なくとも一つの口座を開設するものとする。

第49条

事業人の中で生じる全ての事業活動にあつては、インボイスを2通発行するものとする。インボイス原本は買い手に送付し、残りの1部は売り手が保存するものとする。一般顧客への商品販売及び役務の提供については、顧客から要求されない限り、インボイス又は売買取引文書は必ずしも必要でない。

第50条

インボイスには、少なくとも、経済財務省令に定める特定参照事項を記載するものとする。

第51条

全ての商人は、実施中の販売の価格及び条件を提示するものとする。転記の様式は、商業大臣令の定めるところによる。

第52条

価格は、国内通貨（リエル）単位で定めるものとするが、商業省が別途認可する場合はこの限りではない。

第53条

総額1千万リエル（及び同額の外国通貨）かそれ以上の全ての商人間の売買取引については、小切手又は為替手形決済取引の対象とする。

第4章 経過規定

第54条（新）

カンボジア王国に商事裁判所が未設立の間は、商事裁判所が設立されるまで、商業省が、商業登記簿の写し及び登記や登記簿からの氏名抹消に関する全ての文書の原本を保存管理するものとする。

第55条

カンボジア王国に商事裁判所が未設立の間は、カンボジア王国の通常裁判所が、全ての商業事案についての管轄権を有するものとする。

第56条

全ての関係省庁は、本法律が施行された後、全ての商人及び商事会社に登記を奨励するものとする。

第57条（新）（旧第58条）

本法律の施行以前に営業していた全ての商人又は商事会社は、6か月以内に商業省に登録を申請するものとする。

商業省は、必要であれば、当該期間を更に6か月延長することができる。

第58条（新）（旧第59条）

本法律に相反する条項は、廃止するものとする。

第5章 最終規定

第59条（新）（旧第60条）

本法律は、直ちに施行される。

プノンペン，1999年11月18日

国王署名

ノロドム・シアヌーク